

労働政策審議会安全衛生分科会におけるヒヤリング 提出資料

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会

ア. 団体、業界等の概要

社会福祉法人 全国社会福祉協議会（以下、「全社協」）は、社会福祉法の規定により、社会福祉事業に関する「連絡、調整」を行うことをおもな目的とする団体。

全国社会福祉法人経営者協議会（以下、「経営協」）は、全社協の構成組織のひとつであり、全国の約 6,900 の社会福祉法人を会員としている。会員が経営する事業場は、老人福祉・介護分野、障害者福祉分野、保育・児童福祉分野をはじめ、多岐にわたる。

イ. 業界等における労働災害の状況・課題

経営協として、会員法人における労働災害の状況を把握していない（別紙で 1 法人の事例を紹介する。）。

ウ. 業界等における安全衛生への取り組み状況

経営協として、会員法人の安全衛生への取り組み状況を把握していない（別紙で 1 法人の事例を紹介する。）。

エ. 会員事業場における安全衛生管理体制の状況

①間接部門の人員

多くの事業場において、間接部門の人員は極めて少ないものと考えられる。従業員の大半は、生活相談員、介護職員、看護職員、保育士、

児童指導員、支援員等、利用者のケア等に従事する者、もしくは、栄養士、調理員等の現業従事者。事務員等の間接部門の人員は、通常は1～2名程度。

②安全衛生の担当者の職制

データはないが、衛生管理者の任用資格である医師、保健師等の免許を有する者が配置されている事業場（全体の中では少数）では、医師、保健師等、その他の多くの事業場では施設長（事業場の長）等が担当しているのではないか。

③安全の担当者の配置

任命書等の書面で明示的に安全の担当者が任命されていることは少ないのではないか。

④事業場の規模

平均的・一般的には従事者数数十人から100人前後の事業場が多いものと思われるが、保育所等の中には、従事者数10人未満のところも少なくない。

オ. 意見・要望等

とくになし。

カ. その他

とくになし。

H23～25 年度の労働災害の一覧（特別養護老人ホーム 4 施設）

社会福祉法人 中 心 会

発生時期	職種	労働災害の概要	原因	対策
H23. 5. 8	介護職員	利用者の 10 時の飲み物を準備するために配膳室に入ったところ、清掃中で床にワックスがかかっていたため、足を滑らせ転倒し、腰を打ってしまった。	清掃中には「清掃中」の表示があり、本来立ち入らないことになっているが、飲み物の準備をあらかじめしていなかったために立ち入ってしまった。	①清掃による立ち入りが出来ない時間は長くないので、職員が配膳室に立ち入らなければならない時間には清掃業務を設定しない。 ②どうしても時間設定が難しい場合は、他の階の配膳室を利用するよう、飲料などの必要物品を移動しておく。
H23. 7. 1	介護職員	15 時のおやつ介助のために利用者の居室に行くときに、床につまずき、居室入口に取り付けてある手すりにつかまろうとしたところ、手すりに指を強打した。	床面にも履物にも問題はなかったが、つまずいてしまった。	特になし。
H23. 7. 12	介護職員	2 人の職員で、着衣の終わった利用者をベッドから車イスに移乗させる際、利用者の上半身部分を支えて動かしたところ、自分の腰を捻った。	無理な姿勢で介助した。	正しい方法で介助するよう指導する。
H23. 9. 11	介護職員	15 時の休憩時間中に、煙草を吸いに行こうと外の駐車場を歩いていたところ水溜まりがあり、足を滑らせ転倒し負傷。	駐車場は、一般的な駐車場の舗装と同じ素材で、特に多くの職員が滑るということはないが、たまたま大雨でできた水溜まりに足をとられた。	水たまりを避けるよう指導する。その後の転倒者はいないので、構造上の対策は取らない。
H23. 10. 5	介護職員	利用者の居室内で、利用者が行ったインスリン注射のフタを付けようとした際に、手元がずれて右手人差し指に針が刺さった。	フタを持った手に針を近づけた。手に持たないような方法を指導しているが、そのとおりにしなかった。	決められた方法で行うように指導する。

H24. 5. 2	介護職員	ベッドに腰掛けていた利用者を仰臥位にする際に、介助の姿勢が悪く腰を痛めた。	無理な姿勢で介助した。	正しい方法で実施するよう指導する。
H24. 7. 20	介護職員 (訪問介護)	バイクでジャリ道を走行中、交差点の左方から右折してきた車があったので、止ろうとして急ブレーキをかけ、後輪がジャリにとられ転倒。	急ブレーキをかける必要があるスピードで走行していた。	対向車が来ても、いつでも止まれるスピードで走行すること、特に道路状況が悪いときは、さらに気をつけて走行することを指導する。
H24. 7. 4	介護職員	排泄介助中、排泄が済んだ認知症の利用者のズボンを上げようとして、自分の顔を上げたときに殴られた。	介護の作業を進めることに意識が集中し、利用者の表情、心理状態の観察、行動の予測が不十分だった。	認知症の利用者の関わり方について、指導する。
H24. 10. 30	介護職員	トイレの便座に認知症の利用者に座ってもらう際、利用者が興奮し、肩を掴まれてトイレのドアに頭を叩きつけられた。	認知症のご利用者の心理が不安定な時に無理に便座に座っていただくとした。	認知症の利用者の関わり方について、指導する。
H25. 6. 6	介護職員	ベッドの足もと側にある囲い(フットボード)に左足を引っ掛けてよろけたところ、右前方にある筆筒に右わきをぶつけ、右ひざを床についた。	ベッドが定位置よりも足もと側に寄っていたため、壁との間が狭くなっていた。	必要があって、ベッドを移動させた場合は、元の位置に戻しておくこと、ベッドが片側に寄っている場合は、少し中央に動かすなどして通やすくしてから通ることを指導する。
H25. 7. 7	介護職員	入浴する利用者の脱衣介助を行うため、立っている利用者の体を正面から支えていた際、利用者の膝が折れ、転倒しそうになったため、腰に手を回し支えたところ自分の体に負荷がかかって骨折した。	職員の介助姿勢が不適切であったために崩れかけた利用者身体を支えようとして、負荷がかかった。	自己流で介助しないよう、介助の方法を徹底する。
H25. 8. 7	介護職員	浴室で、認知症の利用者の太ももを洗おと利用者の前にかがんだところ、利用者に殴られた。	利用者の身体を洗うことに意識が集中し、利用者の心理状態の観察や行動の予測が不十分だった。	利用者の行動特性に応じて、介助することを指導する。

事故内容	原因	対策
1. 業務中の職員の負傷 (1) 肩痛・腰痛・膝痛	持ち上げ介護により発生している。 ベッド上で、ご利用者を体位変換する場合や、ベッドから椅子に移動する場合に介護者の力で移動させようとして職員が体を無理にひねり発生している。 ① 介護方法が身についていない。 ② 道具を正しく使っていない。 ③ 利用者の状態を把握していない。	① 介護部門の指導監督職と品質管理部による、各事業所で発生している介護事故分析の学習会の開催 (H22年度より、毎月1回実施している。) ② 介護技術の習得 年4回 介護技術研修の実施(介護福祉士会で作成しているテキストを活用して同じ基準で実施。) ③ 道具(スライディングシート・ボード)をそろえて正しく使用させる。②同様 ④ KYT(危険予知トレーニング)を実施。 ※写真等、現場の写真を使って考えさせる。 ⑤ ヒヤリハット発生時に、介護部門全体で共有する。(ご利用者の介護方法の変更見直し・職員個別の問題であれば教育の実施・水平展開で、似たようなケースに活用して介護方法を見直しする。) ⑥ 理学療法士とご利用者の個別ケア方法で移動移乗等の見直し(毎週1回) ⑦ ご利用者の身体・精神状況を正しく把握する。 日常の様子を把握するための道具として、アセスメントシートを活用している。内容は日々更新させていき、3か月ごとに介護計画書を見直ししている。 ⑧ 自主学习で、外部研修への参加の促し
(2) ご利用者に打たれて打撲する	認知症・精神疾患などの理解が無く利用者を驚かせる・怒らせてしまい暴力的な行動に至らせてしまい、職員が殴られる。	① ご利用者の状況把握ができるようになるためのアセスメント力をつける。 1(1)③同様 ② 介護計画書でケア方法を統一する。 ③ 認知症・精神疾患の基礎学習

人の自然な動きに着目した技術を身につけ、「抱き上げない介護」を実践

社会福祉法人中心会の取組み

神奈川県海老名市を中心として、介護福祉施設の運営や児童養護施設の運営などを展開している社会福祉法人中心会。介護を行う職場では、5年ほど前から新しい介護技術を追求、実践し、約100名の現場スタッフにその技術習得を徹底。さらに、技術のチェックと向上を図る研修を3カ月ごとに行うなど力を入れている。

新しい技術は、いわゆる抱き上げる介護ではなく、人間の自然な動きを基本にして考案したもので、実践することにより、介護をされる人、行う人の双方にかかる負担が軽減されたという。同法人の品質管理・教育研修部の浦野直子部長と、中心荘第一・第二老人ホーム第二介護課の入山未央課長にお話を伺った。

1. はじめに

改訂された指針には、福祉・医療分野における介護・看護作業による腰痛予防のために、その発生に関する「原因の把握」や「リスクの回避・低減措置の実施」などとともに、具体的な作業として「リフト等の福祉用具を積極的に使用することとし、原則として人力による人の抱き上げは行わないこと」、「不自然な姿勢を取らせないこと」などが明記されている。

まず、「原因の把握」、「リスクの回避・低減措置の実施」について、今回取材した中心会の高齢者施設では、介護における問題が生じたときには、その原因を分析して解消に努めている。リスクについては、入所者一人ひとりのケアプランの中にリスクに関する情報も示されているので、その内容を把握し、配慮すべき点をチェックして介護を行うことを実践して対応している。

福祉用具の使用についても積極的である。例えば、ツルツルした素材でできているスライディングシートを寝ている人の身体の下に敷けば、力を入れることなく寝ている位置を上下などに動かすことができる。また、スライディングボードは、ボード上でお尻を滑らせることにより、やはり力を入れることなくベッドと車椅子などの移乗をすることができるもので、こうした用具について、より使いやすいものを導入して活用している(右写真)。

2. 力任せではない介護技術を構築

しかし、介護技術については「5、6年前まではそれぞれの自己流でしたし、抱き上げる、持ち上げる介護をしていました」と浦野部長。「そうした介護は、自分がしてもらうとよくわかるのですが、持ち上げられたときに身体に負担がかかります。また、介助者が無理な姿勢であれば腰痛を引き起こします。腰痛対策は腰にベルトをするとかなり違いますので使用していますが、加えて、当施設でもっとも重視しているのが、人の自然な動きに着目した介護技術を身につけ、実践することです」。

施設内ではリフトの使用も可能だが、移乗は日常的に行っている動作なので、リフトがない場所でもできるようにとの観点から、人による介護技術を身につけ



移乗の介助は、以前から福祉用具(スライディングボード)を使用して行っている。写真はベッドからリクライニング車椅子への移乗途中の様子。

ることに注力していると話す。

その介護技術は、6年ほど前に浦野部長が現場のヒヤリハットなどの報告を分析する中で、当時の介護の仕方に疑問を抱いたことがきっかけとなって考案された。

「当時、病院へ行くほどではないものの、利用者の方の手首にアザがあるとの報告があり、原因を探ると、持ち上げの介護をする際、職員が手首を握ったことにあるとわかったのです」。一回ではアザにならなくても、毎日行うことで徐々に痛めていたようだ。浦野部長はそのような介護の仕方はおかしいと感じ、「根底から変えなくては」と意を決したという。

そして、介護される人に負担のかからない方法を追求し、ボディメカニズムを学び、分析し、また、リハビリテーションの技術も参考にして、人間の自然な動作に適した介護技術を構築。ベッドからの起き上がりや車椅子への移乗など、それぞれの場面の動作・技術をテキストにまとめて、職員に伝授した。

「例えば、椅子から立ち上がる時、人はどのような動きをするのか。頭を下げて前かがみになるんですね。そうした自然な動きを促し、重点を支える介護の仕方を考えました」。それは、持ち上げるといった力任せの介護ではなく、介護をされる人、する人の両者にとって無理のない動きの技術でもあった。

実際に、椅子から椅子へ移乗する介助を体験させてもらおうと、従来行っていたという両脇の下に腕を入れて持ち上げられる介助では、身体が浮き上がる時に全身に思わず力が入ると少々恐怖を感じた。一方、新しい技術では、スタッフの背中に身体を預けているうちにふわりと移乗を終えた感じで、体感はまったく異なっていた。また、スタッフの方の負担も新技術のほうがずっとラクそうであると感じられた。

3. 負担が軽くなったように感じる

新しい介護技術はまずリーダーに伝え、そこから全職員に広げて中心会に標準化させていった。野球選手が毎日素振りをするのと同じように、技術が身につくまで皆に自主練習を重ねてもらったという。

さらに、3カ月に一度、確認のための研修を全職員に対して行っている。正しい動作で介護ができている



新しい介護技術を身につける研修会。写真は新任職員研修会。

か、各施設でリーダーがチェックする。また、利用者の体の状態は皆違うので、応用力を養うべくさまざまなケースを学んだり、考えたりして技術向上を図っているのである(上写真)。

「利用者にとってよりよい介護を追求することは私たち専門職の役割ですし、技術を身につける努力はプロとして当たり前のことです」と浦野部長。同時にその技術は、職員にかかる負担を軽減するものであった。今回のテーマでもある「腰痛」には個人差があり、家事などが原因にもなることもあるので、新しい介護技術と腰痛の関係を一概に語ることはできないが、中心会でこの技術を職員に徹底してから、介護が原因でぎっくり腰になるケースは発生しておらず、職員の腰痛も減少しているという。

中心荘第一・第二老人ホームで働いている入山課長は「入職して10年になります。以前は持ち上げ介護が主流で私もそうしていましたが、新しい技術を学んだからは腰への負担は軽減されたように感じます。初めてこの技術を学んだとき、人間の身体の自然な動きに基づいた技術なので、理論的に『なるほど』と理解することができました。また、利用者の方の力も借りて行いますので、利用者の方が『自分はまだ動ける』と感ずることができ、そこから元気になるという、そんな効果も実感しています」と新技術を語る。



中心会のこの介護技術は、公益社団法人神奈川県介護福祉士会において研究が進められ、昨年『新しい介護の世界へ—尊厳を支え自立支援に配慮した介護技術の基本マニュアル—』と題したテキストにまとめられ、発行された。同会では現在、講習会などを通じて普及を図っている。